平成２６年（フ）第８４号
青森県八戸市桜ケ丘１丁目８番７号　コーポミヤザワ202、前住所青森県八戸市諏訪３丁目５番16号　白雲荘８号室
債務者　川村　博則
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第４５５号
千葉市若葉区みつわ台５丁目13番５―306号
債務者　桝田　貴子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２６号
千葉市中央区椿森１丁目２番10号
債務者　鶴岡　義雄
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２７号
千葉市中央区椿森１丁目２番10号
債務者　吉野　敦子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５４９号
千葉県船橋市薬円台６丁目21番22―212号
債務者　武島　凡仁
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５５５号
千葉県船橋市東中山２丁目２番１号　明和コーポ203号
債務者　飯田　邦治
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５５６号
千葉県船橋市東中山２丁目２番１号　明和コーポ203号
債務者　飯田　敏子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５７４号
千葉市若葉区千城台東４丁目19番１棟507号
債務者　佐々木陽子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５９６号
千葉県船橋市本中山３丁目23番７―207号
債務者　内藤　郁子
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０６４号
愛知県東海市富貴ノ台１丁目192番地　リベルタ東海302号
債務者　長坂裕香里
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８３号
熊本市北区高平２丁目５番20号　高平貸家２F
債務者　古川　尚美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
福島県田村郡小野町大字上羽出庭字赤木55番地
債務者　佐藤　康成
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
千葉市緑区おゆみ野６丁目24番地１　おゆみ野第２団地７棟104号
債務者　佐藤　常義
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２６９号
岐阜県美濃市2609番地６　美濃工藤コーポ２号室
債務者　小池　良三
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０６１号
愛知県津島市神守町字八反田62番地１　ニュータウン神守Ⅱ103号
債務者　山﨑　伸子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９６号
名古屋市守山区大字上志段味字山の田1005番地の６　オレンジマンションＡ―７
債務者　久保　　巧
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６４号
兵庫県宝塚市光明町30番15号　メゾンディスポワール103号
債務者　永山　　豊
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係